

第五章 木曾川沿岸治水工事

第一節 立田鵜戸川（明治十二年）

鵜戸川改修の件 立田輪中南北排水路

明治十一年（一八七八）黒川治愿は立田輪中（愛西市）視察し、翌十二年鵜戸川増穿・治水工事が行われた。

木曾三川については、それぞれの市・町・村史では公正に留意して記載されているが、木曾三川には多数の部落が蝟集していたし、その利害は共有する面よりも、相反する場合が多かった。極端な例は、岐阜県平田町であろうか。ここも、木曾川の水乱に悩まされたところで江戸時代は、尾張徳川家の付家老で成瀬氏とならんで有力な今尾三萬石の竹腰氏の居城があった。

宝暦五年（一七五五）油島地先の締め切り工事が薩摩藩によつて完成すると、この後に千本と呼ばれる堤防が川幅を狭くし、福原輪中（愛西市）へ流水の圧力がかかりたびたびの破堤、洪水に見舞われた。宝暦治水工事で水難から救われた美濃側の今尾の人々は、薩摩藩の工事責任者であった平田靱負を尊んで平田町とした。しかし、宝暦治水による被害が西尾張の木曾川沿岸をまともに襲うことになったため西尾張では宝暦治水及び平田靱負を恩人とは言えない。

美濃側は尾張徳川家が、御三家のため泣き寝入りをさせられたという異なった見解であったようだ。なお尾張藩が、美濃側に堤防を三尺低くせよと命令した記

録はないが、木曾川左岸堤防で三尺高いところがあるというのは事実であった。

尾張徇行記によると、文政五年（一八二二）福原輪中は、家三十軒、人口百三十四人であったのに、天保時代（一八三〇～一八四四）には、十軒、人口六十九人になっており、いかに水難で疲弊したと思はれる。

安政六年（一八五九）山路村（愛西市）の黒宮民三郎の長男源之助は、家督を弟に譲り、福原輪中に養子として入り襲名して加藤太兵衛と名のり復興に乗り出し、福原輪中だけでなく、名古屋南部の濱御殿跡（名古屋市熱田区）とか、明治用水等にも参画し、事業家として大きな功績をあげている（新編立田村史・通史）。

第二節 立田村の特殊事情

第一項 六ヶ村畑はたつなぎ繋

いわゆる宝暦治水など、たびたびの治水事業によつて木曾三川の分離が徐々に功を奏するが、立田村（愛西市）の下流の新田は、洪水に対する十分な防備が計られており、更に北側の八開村（合併後の村名）は元々高地であったため洪水に見舞われるのは立田村であったが、尾張藩では、何らの救済措置を執らないので、自衛で堤防を高くしていた。八開村は、自村の悪排水を流すことができず、汚水の貯留に悩んだ。そこで、土地の低い立田との境界が一間弱の堤防を兼ねて居るのを奇貨として、深夜ひそかに道路を破壊し、悪水を

流すという挙に出た。尾張藩の代官所へ申し出ても、破壊をした八開村が、藩の附家老である今尾の知行所であり、代官所も素知らぬ顔で過ごそうとし道路を修復しても、何時とはなしにまた破壊されるため立田の六箇村ではたまりかねて、道路ではなく畑を堤防代わりにした。これを「六ヶ村畑繫はたつなぎ」という。代官所へ許可を求めたが許可が無いまま、独自に実行したものである。

畑であれば幅もあるため、一晩で破壊されないものであった。

かくて、異常なまま、明治維新を迎えたが、立田では、毎年のように縣に対し抜本的改修を陳情していたが、改修は明治十三年（一八八〇）を待たねばならなかった。

第二項 鵜戸川改修

明治十三年の鵜戸川改修工事により、宝曆治水の被害を食い止めたられた。

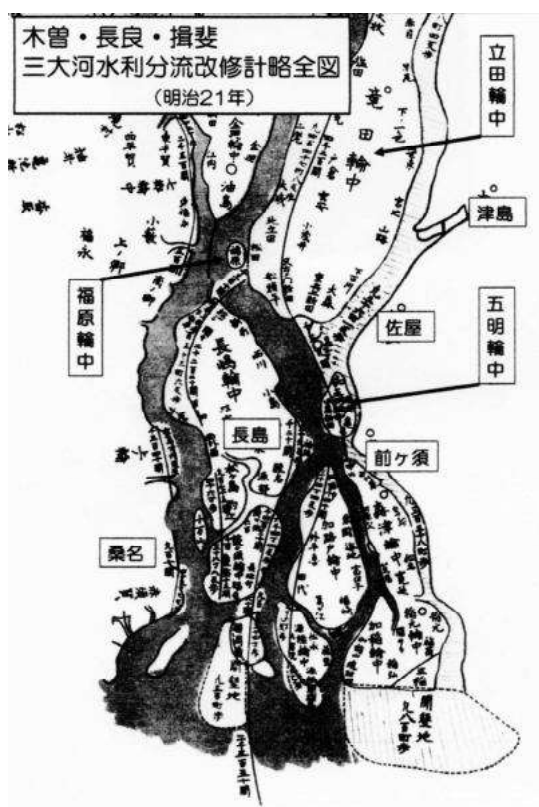
海西郡（海部）立田輪中は土地卑湿で而して大川経流せるを以て霖雨毎に南方諸村尤も被害著しく、南の村築堤して患いを除けば北の村は其の害を受け、南北の抗争息む時がなかった。黒川治愿は建築して新川（鵜戸河、長さ二千二百二十二間）を鑿ち新堤を築き舊堤を三倍して昔年の水患を除き、且つ水田歳収一万二千餘石を獲られて人民鼓腹歡喜した（岐阜県郷土偉人傳）。

この工事費は、百二十圓であった。当時は、工事完

成まで地元が出資し、完成の後で縣から支払われる事になっていたため、立田では田畑を抵当にして資金を捻出した。其の資料は相当汚損していて、判読が難しく残念である。

現地調査にきた黒川治愿は、自衛のためであっても、「六ヶ村畑繫」を取払ってから改めて申請する様に指示しており、これに従っているのは黒川治愿を信頼したことであろう。

黒川治愿はその工事を指揮監督し遂行しており、顕彰碑でもある増穿鵜戸川碑は、鵜戸川改修工事について次のように書かれている。



顕彰碑は、治水についての説明に重点が置かれているが、当時の別の記録である水行録が、当時、僅か三十二、三歳であった黒川治愿を生きながらにして神として讃える。この件と黒川治愿の関わりについては、更に細かい記録があり、明治十二年（一八七九）一月十五日の竣工式の神事に際し行った縣令祝辞と住民代表伊藤基考^{もととし}の祝辞に顕れている。

伊藤家に現存する祝辞と祝詞は、水害で汚損し読み取りが難しい。伊藤家の当主が、その他の百年以前の古文書を鋭意復元に努められており、次項で紹介する。

⑱ 増穿鵜戸川碑

（所在地 愛西市新右衛門新田町郷前）



第三項 増穿鵜戸川碑

読み下し文

海西尾之西郡也。跨佐屋川東西。其村在川西者。合四十二村。曰立田輪中。輪中之地延袤於南北。北高而南卑。其間溝槽小而無堤。夏秋雨澇之際。北地之水。泛濫橫被南。即爲瀦爲澤。先是萬治二年。鵜戸川有秋下之舉。爾後水訟旋息。其後經年。水訟復屢起。前百年不曾佐屋兩川決。地勢大變更。汗田反爲高田。我早尾赤目新右衛門新田下一色四村。獨受其害。職此之由。於是四村協議。屢請穿川於舊瀦。不行。不得已築道路。以除水害。而北地諸村以爲不利。將來壞之。至於彼此竹鎗相屯。及 皇政維新之後。屢請懸廳以穿川。未輒得許可。復築道路。北地及下流諸村不可。竹鎗相屯如往日。於是懸僚黒川君治原等數人派出。以謂不經官准。而私築之不可也。必要築之。即宜更請之。乃除其所築。明治十一年七月。請之懸廳。黒川君再四巡視。十二年三月。始可其請。而北地下流諸村不從。黒川君有所懇諭。其議始諧。其年四月興役。十一月竣功。穿川北起於高畑下大牧間。經立石赤目早尾。南距新右衛門新田。長二千二百二十有二間三四尺。北狹而南廣九間四尺。狹則一三四尺各隨其宜。以接鵜戸川。凡新築堤防。四千四百四十五間。重修增厚舊堤防。六千三百三十間。如其費用。重修出於官。新築亦有出於官。亦有出於私。

海西は尾の西郡なり。佐屋川の東西に跨りてその村の川西にあるもの四十二村を合せて立田輪中と言う。輪中の地は南北に延袤し北高くして南低し。その間の溝渠小にして堤無く、夏秋雨澇の際に北地の水は泛濫して南に横被せば則ち瀦となり澤となる。是より先萬治二年鵜戸川秋下げの挙あり。その後水訟すなわち息む。その後、年を経て水訟しばしば起る。百年前に木曾・佐屋兩川決し、地勢大いに變ず。さらに汗田反つて高田となる。我が早尾・赤目・新右衛門新田・下一色四村独りその害を受けるはこれによる。ここにおいて四村協議し、しばしば穿川を旧瀦に請うも行なわれず。已むを得ず道路を築きもつて水害を除く。しかるに北地諸村すでに不利となるを以つてこれを壞さんとする。彼此竹鎗にて相屯するに至る。皇政維新の後に及び、しばしば懸廳に請うも穿川未だすなわち許可を得ざるをもつて、また道路を築く。北地および下流諸村竹鎗にて相屯らざるべからざること往日のごとし。ここにおいて、懸僚黒川の君治原等數人派出し、もつて官准を経ずして、ひそかにそれを築くの不可なるをいう。必らずこれを築を要すれば、即ち宜しくさらにこれを請うべしと。乃ちその築く所を除く。明治十一年七月これを請う。懸僚黒川君再四巡視し、十二年三月始めてその請を可とする。しかるに北地諸村したがわず。黒川君懇に諭すところあり、その議始めてととのう。その年四月役を興し十一月竣功す。穿川北は高畑下大牧間に起し、立石・赤目・早尾を経て南新右衛門新田を距つ、長さ二千二百二十有二間三四尺其宜しきに隨い以て、北狹くして南廣く九間四尺狭し、即ち二間三四尺のおのその宜きに隨い以て鵜戸川に接す。凡そ堤防を新築すること四千四百四十五間、旧堤防を重修增厚すること六千三百三十間。その費用の如きは重修官より出で、新築また官より出ずるあり。また私より出ずるあり。

架橋十八。杵樋十有七所。於是水得其道。流通無滯。數百年之害始去。五稼豐登。田無凶年。是蓋。聖天子之殊恩。而賢懸僚之至惠也。下民抃舞感泣。歌頌。聖德於千萬年。夫西濃西尾地。卑於天下。而湯湯大川經之。及至後世。下流新田多興。上流為之淤壅。川底高於人家屋上。是以西濃西尾。一帶恒被水害。今也幸值。聖天子中興。無害而不去。吾知必也一朝害去。西濃西尾數十百萬赤子。其免為魚。永賴無疆之慶。不特僅僅早尾數村。是可伏而俟也。

時明治十三年歲次庚辰十一月

尾張 牧山 佐藤楚材晉用父撰

受業生 福岡欽崇書

架橋十八杵樋十有七ヶ所。是において水その道を得て、流通滞りなく數百年の害始めて去り五稼豐登田に凶年無し。是れ蓋し聖天子の殊恩にして賢懸僚の至惠なり。下民抃舞泣いて 聖德を千萬年に歌頌す。夫れ西濃西尾の地は天下に卑くして蕩々たる大川これを經、後世下流に新田多く興る。上流これがため川底淤壅し、人家の屋上よりも高し。これを以つて西濃西尾一帶恒に水害を被る。今や幸い聖天子の中興にあう。利として興らざるなく、害として去らざるなし。一朝害去つて西濃西尾數十百萬の赤子、その魚となるを免れ魚と永く無疆の慶び特ならず。僅々早尾數村是れ伏して俟つべきなり。

時明治十三年歲次庚辰十一月

尾張 牧山 佐藤楚材晉用父撰

受業生 福岡欽崇書

第四項

祝辭

人民ノ生活スルヤ食ヨリ重キハナシ食無レハ
一日モ生活ス可ラサルナリ故ニ食産ノ根元ハ土壤ノ
瘦瘠ト肥沃トニ關タルナリ土壤ノ肥瘠ハ水利ノ
良否ニ由リ水利ノ良否ハ水路ノ通塞ニ由ルモノニシ
テ苟モ水ノ流通無シハ曠邈ノ平野モ瞬時ニ氾濫ス
ルナリ其我立田輪中三十有餘ノ村落ノ如キ國中偏西
ノ地ニシテ周圍環スル堤堰ヲ以テスル恰モ池中
乾涸ノ地ニ住スルガ如シ故ニ霖雨ノ時ニ遭遇スレハ
潦水忽チ瀦リテ數萬垧ノ田野モ層浪巨波トナル實ニ
嘆クニ堪可シ況ヤ我數村ノ如キハ其巨害ヲ蒙ル
最甚キノ地ニ於テヤ之ニ由リテ一縷ノ溝洫ヲ
鑿チ水利ノ便ヲ謀ルコト殆百有餘年ノ久キニ至
ル然リト謂隣村相拒絶スルヲ以テ更ニ其工事ヲ遂ル
事能ハス今ヤ黒川治願君ノ着想トナリ民心ノ及フ
所ヲ洞察シ苦心熟慮シテ竟村々偏頗ノ弊害ナク
萬人全フ良策ヲ立テ一水路ヲ鑿チ水害ヲ除クニ至
リ從來ノ荒田モ良田トナリ穀産ノ繁殖シ村民富饒
ノ途ヲ開キ鼓腹ノ樂竟ニ進マシムルハ實ニ黒川君ノ
賜ナリ是レ一村ノ富裕ハ一郡ニ及シ一郡ノ富裕ハ
一國ニ及シ一國ノ富裕ハ普天ノ土ニ遍カラシムルハ
村民ノ歡喜何之ニ過ンヤ是ニ於テ厚生鴻恩ノ優渥ナ
ルヲ感ジ一ノ水神社及ヒ記念碑ヲ創建シ同君ノ功績
ヲ千載ニ垂レ英名を不朽ニ傳ルナリ欣持感謝ニ耐ス
些カ蕪辭ヲ陳シテ今日ノ祝意ヲ表シ且ツ將來ノ

福利連綿振興セン事ヲ祈ル恐懼再拜

明治十二年十一月十五日

人民代表

伊藤基考

第五項

祝詞

掛卷母恐岐大神乃廣前爾津島乃神社爾仕奉留
中根忠富恐美恐美母白佐久此乃新宮爾移志
奉留多度乃大神波天津日子根命爾坐須大神
波建速須佐之男命乃天照大御神乃御豐爾
纏世流珠袁乞度天佐賀美邇迦美天吹棄氣乃毋霧邇
成麻世流神天津日子根命登麻遠志弓甚尊岐神爾坐世
利氣吹乃挾霧波水乃緣奈禮婆海乃水川乃水袁初天
水發言布水乃理袁計利定米給波牟登□□□思比
取天移志奉利拜美奉利天神七代乃神乃御代爾坐須淤母
陀琉神又速須佐之男命乃御子大年神登御子羽山戸
神又伊邪那岐神乃御子□□靈爾志坐世婆公民諸常爾參
集流伊勢乃国多度山乃山乃尾爾大座坐須多度乃
大神袁今日乃生日乃足日爾此乃新宮爾移志奉利神官
袁初米天乞祈奉留狀乎平良氣久安良氣久聞食故其
乞祈奉流事乃由波立田輪中登言遍流車乃輪奈須九久
懸計廻世流堤乃中奈留水深里々爾志天木曾川佐屋川
知布川々爾挾禮往歲葛木及鹽田與利堤崩水走入利民
乃竈浪乃低爾沉米留年母有都禮登普通乃年將雨溜利
稻穗隱禮天公民憂比合集比議氏往昔與利里中爾直奈留
川乃流移天水邪憂袁逃志米牟登國主事議利都□到變

氏空久年月袁送流儘爾明治乃□□乃絶多留表續岐廢多
留遠起給布大御代吹棄天縣乃令登坐須重岐官員
乃旨袁戴命登其道爾賢岐黒川乃治愿登聞由流明岐
潔岐真心以天國乃爲爾計理氏公民袁救牟登須流、
水登大奈留業袁爲畢侍利奴是波天津神天乃斑乃駒
乃耳彌高爾知食婆加百年乃□□上下擾比屈志多留此里
乃水行袁水乃心爾□□乃爾仕世天此乃大奈留功績
袁振起世流黒川乃美名袁千歳乃後麻天母令語傳令□傳
給遍登白須支那乃昔夏乃代乃王禹知布賢人乃水乃理
辨志爾毛劣羅奴業奈禮婆御心爾平氣久此乃新宮常爾
鎮坐天此土地袁彌遠長爾守利給比幸給遍登乞祈奉利
天大幣帛齋捧持氏御酒波甌戸高知甌腹滿雙天甘草辛
菜鱒廣物鱒狭物奥津海菜邊津海菜爾到流萬氏爾横山之
如久置足波志氏奉留状乎大神等乃御心爾平良氣久聞
食天夜乃守日乃守利爾守利幸遍給遍登恐美恐美母
申賜波久登申須

第六項 水行録

一、黒川殿え御願の御恩百余年來水論に民費は申に及
ず長々の不作勝に優悲苦悩の處、當春已來一時に風
慮のおよばぬ大法成就なされ、さしずめ萬代不易の
定田相成べく誠に土神水神の再來御慈悲を仰ぎ奉り
未々まで御恩忘れぬため今般五穀の神と祭納既に野
藪の大橋詰に移し境内相儲け新築いたし御鎮座奉り
候。

一、御兩所今般の一件に付未だこれを見ざる御働數々

の中に掛回し早々出來にて眼前豊作の利益を豪り候
事、これ偏に御丹誠の御惠也、これに付き御恩忘却
せざるため黒川殿の左右に守護殿に御祭納仕り、即
本社との奥の院として一軸に仕立仰ぎ奉り候。
なお、御兩所とは、伊藤基考と與八の二人である。
「新編立田村史・通史」には「治愿大地祇」と大書し
た掛け軸の写真が掲載されている。

第七項 後遺症・永久契約の最後

鶉戸川は八開村（愛西市）八輪小学校辺りから、立
田村を通過し弥富町で木曾川に流れ出ること水問題
は終わった。

工事の完成によって百二十圓が愛知縣から下賜さ
れ、伊藤家始め住民の借金は精算できたがもう一つの
問題が残った。

本来この工事は、八開村の汚水処理のための鶉戸川
改修のはずであったが、どういいうわけか八輪小学校か
ら立田までの開削が行われた。八開村の開削による田
畑の潰れに対して立田側に負担を強要した。立田側は
やむを得ず是を了承し、潰れる地の犠牲者十四人に対
し、毎年米参拾弍石八斗四升を支払う。期限は「無し」
という契約ができた。

立田側では、当初は払っていたが、明治三十三年（一
九〇〇）頃から払わなくなったため、八開側は名古屋
地方裁判所に訴えた。両村あげての訴訟である。

原告（八開側）十四人 被告（立田側）三百九十八

人という当事者のみで罫紙十枚に及ぶが起訴内容は僅かなものである。

この契約が時効切れであるということとで終結したのは、昭和二十年（一九四五）の終戦直前のことであつた。

既に昭和恐慌に続き戦火で食糧難が迫っており、明治十年頃の米穀の贈与契約などもつてのほかである。八開側では、米でなくても、金銭でよいとも提案していた。

連合軍の空襲激しい時で両当事者二百余人が、名古屋地方裁判所へ行けようはずがなく、防空頭巾を被つた裁判官・書記官らが出張して、小学校の講堂で、失効であると宣言している。以下に契約を記載する。

永世定約證

第一條

一 潰地田畑六反六畝貳拾四歩

此掟米八石貳斗壹升

右ハ當舖々年來水害ヲ被ムリ今般哀訴歎願シ既ニ鵜戸川舊堤ヲ改善シ□□□水路ヲ鑿チタルヲ以テ其御邸内耕地六反六畝廿四歩ヲ堀潰シ該地讓與ヲ乞フモ事故アツテ熟議整フ能ハス依テ堀潰シ敷地井領米ヲ年々償却セシ事ヲ懇請シ遂ニ御承諾ヲ得ルニ至ル依テ標記ノ米額當舖極上米ヲ以テ毎年舊十二月十五日ヲ期シ御邸方戸長御役場へ遞送スベシ最モ右潰地ノ事タルヤ貴邸ノ不幸ニ出テ他邸幸福ヲ得ル而耳ナ

レバ不服ニアルモ段々歎願ノ末宦論ニ依テ不得止御承諾相成タル義ニ付自今以後入水ハ勿論早風雨且世態ノ變更ニ據ルモ永々前記米額急度回送スベキ事但今般當舖々ヨリ貴邸へ依頼イタシ堀潰地出來仕候處實正確明也依テ永世へ代米差出可申ハ無論万々一天地世變等ニテ堀潰地不用ニ相成候節ハ元形ノ通田畑ニ致シ作附相成候様地直シ仕地主ノ御方々へ検査ヲ受ケ其上入服不行届節ハ何レ迄モ地直シ致シ返地可仕候

第二條

一 橋梁杵樋箒

右ハ鵜戸川改修ニ付新設シタル處向來修繕ハ當村々ヨリ執計可申事

但萬一流出イタシ候節ハ貴邸ヨリ御沙汰次第不取敢通行人差問無之様可仕事

第三條

一 江浚場所

但其御邸鵜戸川三ツ俣ヨリ上ミ高畑邸地内堀留マデ間數四百七拾三間ナリ

右江浚ノ義ハ年々御沙汰次第立會實地検査ノ上仕様帳ヲ製シ當舖々ヨリ浚方執計可申候若シ御沙汰ヲ受ケ立會セサルトキハ貴邸ヲイテ浚方執計被下該費用ハ當舖々ヨリ出金可致候事

右江浚年々五月上旬迄ニ當舖々ヨリ執計可申候若シ水路埋堆ノ節ハ御沙汰次第浚方取計可申事

一新規掘鑿水路ニ於テ漁魚ハ嚴禁ニ有之候得共若シ漁魚ヨリ水害ノ媒介ヲ招ク等ノ所業一切致シ間敷事

第四條

一新規鵜戸川左右堤防ニ竹木植付方決シテ致シ間敷若一相背伐採方御沙汰ヲ受ケ五日間ニ伐採不致節ハ貴邸ノ人夫ヲ以テ勝手ニ伐採アルベシ尚右人夫賃金自邸ヨリ辨償スベキ事

第五條

一新規開鑿シタル鵜戸川筋ニ於テ水害漁魚ノ所業並ニ水害ニ相成候繋キ船ハ決シテ致間敷若一違背及ヒタル節ハ御□□□□□□□□□□以テ執拂其費用金辨償スベキ事

第六條

右件々定約候付違背致間敷候若米額遷延竝修繕等通常執計不致出訴相成候節ハ該費用ハ當邸々ヨリ辨償可仕候依テ爲後證定約確書如件

明治十四年十一月十六日

早尾村戸長

松永藤十郎

赤目村戸長

田中克右衛門

下一色村戸長

伊藤糸三郎

新右衛門新田戸長代筆生

中野新太郎

立石村

戸長 御中